

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 4 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24243019

研究課題名(和文) 知的財産法と競争法分野における国際的な統合と分散化を調整するフレームワークの構築

研究課題名(英文) Toward the Establishment of International Framework for Adjusting Integration and Diversification in IP and Competition Law

研究代表者

鈴木 将文 (Suzuki, Masabumi)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：90345835

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 31,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、本研究は、知的財産法及び競争法に係る分野において、国際的に制度の統合・調和が進められる一方、国・地域ごと又は産業分野ごとに、異なる規律を制定・適用する要請も高まっているとの現状認識に立ち、国際的に、制度の統合と分散化をどのように進めることが望ましいかを探求した。具体的には、国際的統合の必要性や最近の動向を明らかにした。そして、今後の方向性については、画一的基準の設定、及び包括的な経済協定の中で知的財産に関する取り決めをするという近年の統合形式・方法には問題があり、むしろ知的財産分野に特化して、権利保護と利用の自由のバランスに留意した国際的調和が望ましいと考えられる。

研究成果の概要(英文)：The aim of the project is to figure out appropriate international legal framework for intellectual property (IP) and competition policy. While international harmonization and convergence of legal rules are inevitable in these important policy areas, there should also be flexible treatment to allow diverse systems.

From such a viewpoint, in the area related to IP, the recent trend of containing detailed rules and standards for IP protection in multilateral, plurilateral or bilateral trade (and/or investment) treaties is problematic.

It is advisable to go back to the more traditional approach under which states negotiate on and set international law focusing just on IP, with careful balancing of interests of IP holders and users of the subject matters.

研究分野：知的財産法

キーワード：知的財産法 競争法 国際経済法 国際私法 経済統合

1. 研究開始当初の背景

(1) 現代の経済関係法制の中でとりわけ重要性を増しつつある知的財産法及び競争法の分野については、国際的に、制度の統合 (convergence)・調和 (harmonization)・画一化 (unification)* に向けた努力が払われてきている。

特に知的財産法分野については、(i) 実体規律の統合について比較的早期から条約の整備等が進められている (パリ条約、ベルヌ条約、TRIPS 協定、実体特許法条約 (交渉中) 等) ほか、(ii) 出願・審査手続面の統合 (特許協力条約、商標法条約、審査ハイウェイ等)、(iii) 権利執行規律の統合 (TRIPS 協定、模倣品海賊版拡散防止条約等)、(iv) 紛争処理規律の統合 (国際裁判管轄・準拠法の国際ルール (検討中) 等) 等が進められている。我が国自身も、2002 年以降策定されてきた「知的財産戦略大綱」及び「知的財産推進計画」において「世界特許システムの構築」を政策目標に掲げ、制度の実体的内容の統合、審査手続の協力、権利執行ルールの統合等について積極的な役割を果たしている。

競争法の分野においても、競争法の手続面及び実体面での国際的統合等の促進を目的とした ICN (International Competition Network, 国際競争ネットワーク) が 2001 年 10 月に発足し、2010 年現在、ICN には 96 か国・地域から 107 当局が加盟しているなど、その影響力は無視できないものとなっている。

(2) 一方、国際的に一律の“one-size-fits-all”的な制度の統合を図る動きに対して、留保をし、あるいは反発して、むしろ制度の分散化 (divergence)・多様化 (diversity) を指向する動きも、近年活発化している。知的財産法を例に挙げると、以下のようにいくつかの異なる要因・観点からの分散化が進み、あるいは主張されている。

・ 国ごとに経済的発展段階に応じた制度 (例、途上国における保護を緩めた制度)

・ 地域単位の制度 (例、自由貿易協定・関税同盟や APEC 等において、地域単位で制度を統合)

・ 国内制度における規範の細分化 (例、特許制度において、産業分野の特性に応じた制度の提言)

・ 紛争処理の分散化 (特許権侵害訴訟等の国際裁判管轄に関する「専属管轄」の提言等)

2. 研究の目的

(1) 本研究は、統合と分散化の動きがせめぎ合っている上記のような国際的な動向を正確に把握したうえで、知的財産法、競争法、国際私法、国際法、民法等の最先端の知見を駆使して、理論的に評価・分析し、さらには、今後どのような国際的なフレームワークの構築を目指すべきかについての提言を国内外に対して行うことを目指すものである。

(2) 本研究の遂行に当たっては、以下の点に留意した。

第一に、総合的な研究とすること。本研究は、市場における競争に直接関係し、相互に関連の深い知的財産法と競争法の両分野を横断的に対象とし、両実体法に加え、国際私法、国際法、民法等の専門的知見を総動員して、国際的フレームワークの統合と分散化の両面についての分析をするものであり、対象・手法の両面で総合的であることを特徴とする。

第二に、国際的な研究とすること。本研究の対象が国際的問題というばかりでなく、欧米やアジア等の外国研究者と密接に協力し、かつ、研究成果を海外にも発信することを目指した。

第三に、実践的な研究とすること。本研究の対象は、単に学術的・理論的問題にとどまらず、実践的問題でもある。例えば、研究期間中に交渉が進行した地域統合協定 (TPP、RCEP 等) について分析し、政策的提言を行うことも目指した。

3. 研究の方法

(1) 研究方法としては、主として、文献 (裁判例や法令案を含む。) の分析、参加研究員相互間の意見交換、内外の研究者や実務家との意見交換による。

(2) 研究の過程で、論文や研究報告等による研究成果の公表を積極的に行うとともに、毎年度、欧州等の外国研究者を招いてシンポジウムを開催し、課題の整理、最先端の議論との交流、成果の提示を図った。

4. 研究成果

(1) 本研究では、制度の統合ないし調和につき、複数国間で制度の調整をすることを含む広い意味で用いている。

実際に存在する国際調和の仕組みの例としては、以下のようなものがある。

複数国の統一的・共通制度の構築 (Benelux 商標制度、EU の共同体商標・意匠制度、EU 単一効特許制度など) 最も進んだ形態であるが、世界的には、まだ例外的である。EU では、非常に長期にわたって検討されてきた統一特許制度が実現しようとしていることが画期的である。

手続き面の統一 (出願手続の統一に係る特許協力条約やマドリッド・プロトコル等)

実体ルールの基準 (最低水準) の設定 (TRIPS 協定、パリ条約、ベルヌ条約、WIPO 著作権条約等)

出願・審査手続面の基準の設定 (特許法条約等)

権利行使 (enforcement) に関する規律の設定 (TRIPS 協定等)

審査機関相互間の協力に関する仕組みの構築

国際統合・調和の必要性の根拠としては、

以下のものが考えられる。

国境を超えた free riding への対応

外国人の保護

手続上の効率性の追求

貿易歪曲効果の防止

制度普及による経済発展への寄与（の期待）

将来的には、知的財産侵害行為が複数国にまたがる場合の処理につき、複数国間の連携が必要と考えられる。

(2) 国際的統合の最近の動向として、以下を指摘できる。

1990年代後半以降、FTAs/EPAsに知的財産条項を設けることが活発化。他方、多国間条約の作成・改正の交渉が困難化。

投資協定（EPAsの投資章を含む）・投資仲裁の、知財分野への活用の動きがみられる。投資協定では、当初から「投資財産」の中に知的財産を位置づけており、投資保護に関する約束が、知的財産の保護にも適用可能であった。しかし、投資協定やISDS（投資家と国家間の紛争解決制度、特に仲裁）が実際に知的財産関係の問題に適用されるようになったのは、比較的最近のことである（注1）。

（非経済的目的の）公共政策や基本的人権との調整を必要とする問題の増大。例えば、公衆衛生と特許、生物多様性保全と知的財産、タバコ規制と商標（注2）、パロディと著作権・商標権等である。

途上国による主張の積極化。例えば、新しい知的財産（的権利）の創設（伝統的知識等）、既存権利の制限・例外の強化（著作権制限に係る新条約の主張等）である。

さらに、規律対象がますます国内法の各国独自の部分に及んできている。それに伴い、例えば各国法の一般の民事法制（例、損害賠償制度）との調整の必要性が高まっている。

他方、各国国内制度においては、救済措置の柔軟化が求められる面があり（パテント・トロール問題、標準必須特許問題等における民事救済の扱い）、柔軟性の少ない国際的規律との齟齬の可能性が先進国でも生じている。すなわち、先進国主導で導入されたTRIPS協定などの規定が、逆に、先進国の柔軟な運用の障害となりかねない事態が生じている。

(3) 上記のような最近の動向を踏まえ、国際統合のあり方について検討すると、以下を指摘できる。

画一的基準の設定による（"One size fits all" 的）ルール・メイキングの限界。TRIPSはまさに one size 志向である。すなわち、権利の型を決め、それから各国がはずれることを例外的に認め、しかも各制度の中でも、画一的な保護基準を設定している。例えば、特許制度では、技術分野によって保護の要件を変えることを禁じる規定が、わざわざ設けられている。

しかし、(i) 知的財産制度が各国ごとの事情（経済発展度合、産業構造、基本的な法制度、文化等）に応じて構築されるべきことへ

の認識の高まり（例、生物関連発明の特許化（倫理や宗教に関係）、化学物質発明の特許化（創薬産業等の発展状況に関係。日本も1970年代までは特許対象とせず）、著作権の存続期間等について）の中、南北対立、旧世界（欧州）対新世界（米、オセアニア）対立（地理的表示）等により、多国間アプローチは停滞している。

(ii) そのためもあり、二国間・少数国間アプローチが活発化している。ただし、FTAs/EPAsの知的財産条項において、各国ごとの実情に応じた柔軟性が十分確保されているわけではない。TRIPSがそうであったように、FTA/EPAも広範な経済問題を扱うパッケージの一部であるから合意に至っているというのが実情である。

包括的な経済協定の中で知財を扱うこと（One package アプローチ）にも問題がある。すなわち、One packageによる交渉・協定は、狭義の貿易障壁措置（関税、輸入差別的措置等）を削減する目的との関係では、有効かつ合理的。交渉分野間の give and take は、貿易障壁を削減するという、基本的にすべての国にとって良い方向に向かう制度改革を実現するため、特に国内の反対をおさえるうえで有効といえる。

しかし、上記の手法で知財問題を扱うことには問題が多く、また今後は困難化すると考えられる。なぜならば、第一に、知財保護は強化すればよいというものではない（貿易障壁が少ないほどよいということとは異なる。保護と利用のバランスの確保が必要）。第二に、知財に関する条約交渉では、交渉過程の不可視性等から、国内立法の場合以上に、「権利強化バイアス」がかかりやすい（ロビイング等は権利者・既得権者側がする。他方、ユーザー側は積極的に行動に出ることが少ない。特に著作権分野は難しい。）。第三に、特に包括的な協定の場合は、知財問題は社会的・政治的関心の埒外に置かれるのみならず、主たる交渉官の専門外でもあり、バランス確保の fine tuning を期待できない。第四に、知財関係の国際的規律は、すでに非常に高度かつ詳細になっており、今後は、ますます国ごとに基本的な法制度や政策上 sensitive な領域に関わるものとなっていく可能性が大きい（例えば、TPPにおける損害賠償規定（民事法の基本的原則に関係）、医薬品特許や関連データ保護に係る規定（各国の医療政策・福祉政策等に深く関係）、なお、TPPの投資章は、締約国の正当な規制権限の行使に一定の配慮をしているが（公衆衛生や環境関連等についてISDSの対象から外す旨を規定。それらの分野の規制は知財にも関係）これはTPPの規律が各国の自主的な政策決定領域に深くかわる可能性を示している。）。第五に、TPPやTTIP（環大西洋貿易投資パートナーシップ）に見られるような、多数国間あるいは主要先進国間の交渉が多くなるに伴い、交渉が難化する可能性が大きい。

そこで、今後の知財関連の国際交渉のあり方については、第一に、知財問題を独立して、ユーザー側の意見も十分に聴取しつつ、交渉する形とすること、ただし、第二に、少なくとも手続面(出願手続、審査等)の国際調和・協力は、我が国として、積極的に促進することが重要と思われる。また、第三に、海賊版をはじめ侵害が放置されている状況に対して、国際的なルールで必要最低限のenforcementについての国際調和を進めることは、今後も必要である。

(4) 以上は知的財産法分野についてであるが、競争法の見地からの成果としては、特にICN(International Competition Network、国際競争ネットワーク)での活動が挙げられる。ICNは、競争法の手続面及び実体面での国際的取組の促進を目的とし、2001年10月に発足したネットワークである。今では100以上の国・地域の競争当局が参加しており、競争法の分野では最大の国際組織に成長している。競争当局だけでなく、国際機関、弁護士、学者等も、非政府アドバイザー(Non-Governmental Advisor、NGA)としてICNの活動に参加しており、分担者研究者の林は、このNGAとして参画し、競争法制度の統合と分散化をどのように進めることが望ましいかについて、討議・分析した。具体的には、全体的な活動の方向性を決める運営委員会(Steering Group)の下で、テーマごとに設けられた作業部会等(Working Group、以下WG)において活動を行った。具体的には、カルテル、企業結合、単独行為、競争唱導、競争当局有効性、という5つの分野について、国際的統合の分散の諸相について検討を行った。またその成果は、ICN各WGの日常の活動の中で、電話会議や電子メールのやりとりを通じて社会に還元するとともに、特に、単独行為規制について、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について、論文の形で報告、公表した。具体的には、知的財産権にかかる単独行為規制の在り方、情報通信市場における市場支配的地位の認定、公益事業に対する競争法規制の適用等について、多くの論文、著書の形で成果を公表した。

引用文献

(注1) 鈴木将文「国際投資協定と知的財産」小泉直樹=田村善之編『中山信弘先生古稀記念論文集 はばたき - 21世紀の知的財産法』76-96頁(弘文堂、2015年)
(注2) 鈴木将文「知的財産権と非経済分野の公共政策との調整をめぐる法的問題 タバコのプレイン・パッケージ規制を素材として」同志社大学知的財産法研究会・編『知的財産法の挑戦』38-61頁(弘文堂、2013年)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計 70 件)

鈴木将文、国境をまたがる行為と特許権の間接侵害の成否、別冊パテント 12号(日本弁理士会中央知的財産研究所研究報告 37号)、査読有、2014、116-130

鈴木将文、プロ・イノベーションの特許制度を目指して - 行政の役割の観点からの一考察 -、工業所有権法学会年報 36号、査読無、2013、101 - 119

鈴木将文、著作権に関する国際的制度の動向と展望、日本国際経済法学会年報 21号、査読有、2012、226-245

鈴木将文、TPPにおける知的財産条項、ジュリスト 1443号、査読無、2012、36-41

〔学会発表〕(計 64 件)

鈴木将文、知的財産制度の国際調和とその限界、国際法協会日本支部 2016年度研究大会「知的財産権と国際法・国際私法」、2016年4月23日、東京大学

Masabumi Suzuki, Pursuit of Pro-Innovation Patent Infringement Proceedings - A Case of Japan -, Asia Pacific IP Forum, 2016年2月18日, the University of Washington

鈴木将文、医薬特許に係る国際知財法(International Legal Framework related to Pharmaceutical Patent) 第4回グローバル特許権行使戦略セミナー「グローバルな視点からの特許を巡る喫緊の課題」、2015年6月27日、早稲田大学

鈴木将文、知的財産権の排他性と侵害に対する救済措置(特許権を中心として)、著作権法学会/日本工業所有権法学会 合同研究大会 シンポジウム「知的財産権の本質と救済」、2015年6月7日、一橋記念講堂

鈴木将文、特許制度の国際調和と多様性、早稲田大学知的財産法制研究センター第3回特許権行使戦略セミナー、2014年3月1日、早稲田大学

〔図書〕(計 17 件)

鈴木将文 他、発明推進協会、現代知的財産法 法理と課題、2015、1392(3-13)

鈴木将文 他、はばたき - 21世紀の知的財産法、弘文堂、2015、1087(76-96)

林秀弥 岡田羊祐、クラウド産業論、勁草書房、2014、214

Masabumi Suzuki, Kung-Chung Liu, Reto M. Hilty, et al., Kluwer Law International, The Enforcement of Patents, 2012, 488(119-58)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/~msuzuki/index.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 将文 (Suzuki Masabumi)
名古屋大学大学院法学研究科教授
研究者番号：90345835

(2) 研究分担者

横溝 大 (Yokomizo Dai)
名古屋大学大学院法学研究科教授
研究者番号：00293332

林 秀弥 (Hayashi Shuya)
名古屋大学大学院法学研究科教授
研究者番号：30364037

水島 朋則 (Mizushima Tomonori)
名古屋大学大学院法学研究科教授
研究者番号：60434916

(3) 連携研究者

井関 涼子 (Iseki Ryoko)
同志社大学法学部教授
研究者番号：30278460

中東 正文 (Nakahigashi Masafumi)
名古屋大学大学院法学研究科教授
研究者番号：00237372

川島富士雄 (Kawashima Fujio)
神戸大学大学院法学研究科教授
研究者番号：80234061

平嶋 竜太 (Hirashima Ryuta)
筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
研究者番号：70302792

花園 誠 (Hanazono Makoto)
名古屋大学大学院経済学研究科准教授
研究者番号：60362406

吉政 知広 (Yoshimasa Tomohiro)
名古屋大学大学院法学研究科教授
研究者番号：70378511